

## 意見書案

意見書案第11号

### 生活保護基準の引き下げに反対する意見書について

生活保護基準の引き下げに反対する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成24年12月14日提出

議会運営委員長 出合 孝 司

### 生活保護基準の引き下げに反対する意見書

野田内閣は、社会保障と税の一体改革の一環として、生活保護を聖域視しない削減方針を打ち出し、社会保障審議会生活保護部会は、生活保護基準額の引き下げへ向けた検討を本格化させています。

生活保護基準は憲法第25条に、健康で文化的な最低限度の生活を保障する極めて重要な基準です。ナショナルミニマムとしての生活保護基準の引き下げは、格差・貧困を一層拡大させ、国民生活に重大な影響を及ぼします。

最低賃金は生活保護を下回らないようにすることを法律で定められており、基準額の引き下げは、最低賃金の引き上げにブレーキをかけ、引き下げにつながりかねません。住民税非課税限度額とも連動しているため、基準額が引き下がれば、これまで無税だった低所得の人にも課税されることとなります。保育料、国民健康保険税、介護保険料の基準などに影響し、負担が増加する人が生まれることとなります。また、就学援助が打ち切られる多数の子育て世代を生み出すことにもなります。

国民のいのちを守る生活保護基準の引き下げは、生活保護を利用している人々の生活を根底から破壊するばかりでなく、国民生活全般に影響を及ぼすことは必至です。

よって、国においては、現在社会保障審議会生活保護部会で検討中の生活保護基準引き下げは行わないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月14日

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣